

議案第114号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
---	---------------------

乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	-----------------------------

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

(甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が実施する健康診断に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。